

横浜駅の地下街・地下通路を国民保護法に基づく

緊急一時避難施設に指定しました

この度、弾道ミサイル発射時等に皆さまの安全を確保するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる国民保護法）第184条第1項により指定都市の長に適用される第148条第1項の規定に基づき、横浜市の中心駅の一つであり、日本有数のターミナル駅である、横浜駅の地下街（公共通路部分）2か所・地下通路1か所 計3か所を、緊急一時避難施設に指定しました。

※緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等による爆風などからの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設。コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下鉄駅舎等の地下施設を想定。

指定先施設	
施設名称	施設管理者
横浜駅東口地下街ポルタ（地下2階公共通路部分）	横浜新都市センター株式会社
横浜駅西口地下街（地下1階公共通路部分）	株式会社 相鉄ビルマネジメント
横浜駅きた通路	横浜市都市整備局

※なお、横浜高速鉄道株式会社みなとみらい線、東急電鉄株式会社東急東横線及び横浜市営地下鉄横浜駅は緊急一時避難施設に指定済みです。

国民保護法

（避難施設の指定）

第百四十八条 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。

（大都市の特例）

第百八十四条 第三章第一節（第七十六条及び第七十九条第二項（第七十一条第二項に係る部分を除く。）を除き、前条において準用する場合を含む。）並びに第百四十八条、第百四十九条、第百五十七条第二項、第百五十九条第二項（前条において準用する場合を含む。）及び第百六十条第二項（前条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、これらの規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

お問合せ先

総務局地域防災課避難等支援担当課長 高群 敦子 Tel 045-671-4360